

筑西市保育士等就労奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等の人材確保を推進し、保育の充実及び体制の強化を図るため、私立保育所等において新たに勤務を開始した保育士等に対し、市予算の範囲内において筑西市保育士等就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設をいう。）であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めているものをいう。
- (2) 保育士等 児童福祉法第18条の4に規定する保育士、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項に規定する主幹保育教諭及び保育教諭をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱により奨励金の交付の対象となる者は、本市の区域内（以下「市内」という。）の私立保育所等において、当該奨励金の交付を受けようとする日の属する年度の4月1日以後に新たに勤務を開始した保育士等（私立保育所等を運営する法人が運営する市外の私立保育所等からの異動により当該私立保育所等での勤務を開始した者を除く。）であって、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、当該各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就職奨励金 次のいずれにも該当する者
 - ア 1日当たり6時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務する者であること。
 - イ 2年以上継続して当該私立保育所等で勤務することが見込まれること。
 - ウ 私立保育所等を運営する法人の役員又は当該私立保育所等の施設長でないこと。
 - エ 居住する市区町村において市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車

車税（以下「市税等」という。）の滞納がない世帯に属すること。

オ この要綱による奨励金の交付を受けたことがないこと。

カ 保育士等として勤務の経験がないこと。

(2) 復職奨励金 前号アからオまでのいずれにも該当する者であって、次のいずれにも該当する者

ア 勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）前に保育士等として1日6時間以上勤務し、かつ、1月当たり20日以上勤務をした期間が通算して3年以上あること。

イ 勤務開始日前の直近で勤務していた私立保育所等を退職した日から1年が経過していること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就職奨励金 20万円

(2) 復職奨励金 10万円

2 前条各号のいずれかに該当する者であって、勤務開始日の属する月の前月から勤務開始日の属する月の翌々月までの間に本市に転入したのものについては、前項の奨励金の額に10万円を加算するものとする。ただし、本市から転出した日から1年以内に本市に転入した者を除く。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、筑西市保育士等就労奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、勤務開始日から当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 保育士等の資格を証する書類の写し

(3) 就労証明書（様式第3号）

(4) 世帯全員に市税等の滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号の掲げる書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（交付決定）

第6条 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定のうえ、保育士等就労奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、筑西市保育士等就労奨励金交付請求書（様式第5号）により市長に奨励金の交付を請求するものとする。

(事情変更の届出)

第8条 交付決定を受けた者は、勤務開始日から2年以内に申請書の記載事項に変更が生じたときは、筑西市保育士等就労奨励金事情変更届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 勤務開始日から2年以内に当該私立保育所等を運営する法人が運営する市内の私立保育所等において勤務しなくなったとき（当該私立保育所等において勤務しなくなった日から60日以内に当該私立保育所等以外の市内の私立保育所等において勤務を開始した場合を除く）。
- (3) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（表）

保育士等就労奨励金交付申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
補助金の交付を受けたいので、筑西市保育士等就労奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。	
就労奨励金及び 加算の種類並び に金額	<input type="checkbox"/> 就職奨励金（200,000円） <input type="checkbox"/> 復職奨励金（100,000円） 合計 円 <input type="checkbox"/> 転入加算（100,000円）
勤務する 私立保育所等	名称： 所在地：
勤務開始日	年 月 日
雇用契約期間	<input type="checkbox"/> 期限なし <input type="checkbox"/> 期限あり（ 年 月 日まで） 更新の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）
勤務時間 及び日数	勤務時間 時 分 ～ 時 分 週又は月の勤務日数（ <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日）
転入の有無	<input type="checkbox"/> 有（転入日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 転入前の住所：
保育士等 資格取得日	<input type="checkbox"/> 保育士（取得日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 保育教諭（取得日 年 月 日）

(裏)

保育士等又は幼稚園教諭としての勤務履歴			
勤務期間	勤務先 (名称)	常勤	勤務内容
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
～		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤でない	<input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭

備考

- 1 復職奨励金の交付を申請する方は、保育士等又は幼稚園教諭として1日6時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務をしていた期間が通算して3年以上あることが分かるように記入してください。
- 2 1以外の方は、直近1年間の勤務履歴（直近1年間に勤務していない場合は、最後の勤務先）が分かるように記入してください。
- 3 「常勤」とは、1日6時間以上、かつ、1月につき20日以上勤務することをいいます。

(添付書類)

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 保育士等の資格を証明する書類の写し
- (3) 就労証明書
- (4) 世帯全員に市税等の滞納がないことを証する書類（市外に住民登録のある方のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

誓約書兼同意書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 住 所	
氏 名	
印	
<p>私は、筑西市保育士等就労奨励金の交付を受けるにあたって、次に掲げる事項について誓約し、かつ、同意します。</p>	
誓約事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在勤務する私立保育所等において、勤務開始日から2年以上継続して勤務すること。 2 次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた就労奨励金を速やかに返還すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就労奨励金の交付の決定を取り消されたとき（次のいずれかに該当する場合）。 <ol style="list-style-type: none"> ア 虚偽の申請により就労奨励金の交付の決定を受けたとき。 イ 筑西市保育士等就労奨励金交付要綱の規定に違反したとき。 ウ その他市長が適当でないと認めたとき。 (2) 勤務開始日から2年以内に勤務時間の変更により、1日当たり6時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務しなくなったとき。 (3) 勤務開始日から2年以内に当該私立保育所等を運営する法人が運営する市内の私立保育所等において勤務しなくなったとき。
同意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 筑西市保育士等就労奨励金の交付に関する事務のため、勤務先の私立保育所等が私の勤務状況等の情報を筑西市に提供すること。 2 審査に当たり、必要な限度において私及び世帯員の住民基本台帳、納税状況その他の事項を調査すること。

年 月 日

筑西市長 様

事業者 所在地

名称

代表者名

印

電話番号

(担当者)

就労証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者	住 所	
	氏 名	
勤務先の 私立保育所等	所在地	
	名 称	
勤務開始年月日		年 月 日
雇用契約期間		<input type="checkbox"/> 期限なし <input type="checkbox"/> 期限あり (年 月 日まで) 更新の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
勤務時間及び日数		勤務時間 時 分 ~ 時 分 週又は月の勤務日数 (<input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日)

第 号
年 月 日

保育士等就労奨励金交付（不交付）決定・確定通知書

（申請者）
様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のありました筑西市保育士等就労奨励金については、下記のとおり交付決定並びに確定しましたので通知します。

1 交付に関する事項	
交付決定額	円
額の内訳	<input type="checkbox"/> 就職奨励金（200,000円） <input type="checkbox"/> 復職奨励金（100,000円） <input type="checkbox"/> 転入加算（100,000円）
2 不交付に関する事項	
不交付の理由	
3 備考	

様式第5号（第7条関係）

保育士等就労奨励金交付請求書			
筑西市長 様		年 月 日	
		(請求者) 住 所	
		氏 名 印	
		電話番号	
<p style="text-align: center;">年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった奨励金について、筑西市保育士等就労奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。</p>			
交付確定額	円		
交付請求額	円		
振込先	金融機関名		支店等名
	種 類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		
備 考			

